漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴 う関係条例の整理に関する条例の制定について

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和6年2月22日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴 う関係条例の整理に関する条例

(山陽小野田市漁港管理条例の一部改正)

第1条 山陽小野田市漁港管理条例(平成17年山陽小野田市条例第144 号)の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に 改める。

(山陽小野田市漁港区域占用料等徴収条例の一部改正)

第2条 山陽小野田市漁港区域占用料等徴収条例(平成17年山陽小野田市条 例第94号)の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に 改める。

第2条中「又は土砂」を「若しくは土砂」に改め、「受けた者」の次に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占用に係るものに限る。)又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)」を加え、同条に次のただし書きを加える。ただし、法第39条第4項に規定する者については、この限りでない。

(山陽小野田市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正) 第3条 山陽小野田市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成 17年山陽小野田市条例第155号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項第22号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に 関する法律」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第37号参考資料

山陽小野田市漁港管理条例新旧対照表(第1条関係)

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、市が管理する別表第1に掲げる漁港(以下「漁港」という。)の維持管理について必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、 <u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第 137号。以下「法」という。)の規定に基づき、市が管理 する別表第1に掲げる漁港(以下「漁港」という。)の維持 管理について必要な事項を定めるものとする。

改正後

改正前

(趣旨)

第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)第39条の5第1項の規定による占用料又は土砂採取料(以下「占用料等」という。)の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(占用料等の徴収)

第2条 市は、市が管理する漁港の区域内において、法第39条第1項の規定による当該区域内の水域又は公共空地(以下「漁港区域内水域等」という。)における漁港区域内水域等の占用(以下「占用」という。)若しくは土砂の採取(以下「土砂採取」という。)の許可(以下「占用等許可」という。)を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占用に係るものに限る。)又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)から占用料等を徴収する。ただし、法第39条第4項に規定する者については、この限りでない。

(趣旨)

第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>(昭和25年法律第 137号。以下「法」という。)第39条の5第1項の規定 による占用料又は土砂採取料(以下「占用料等」という。) の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(占用料等の徴収)

第2条 市は、市が管理する漁港の区域内において、法第39 条第1項の規定による当該区域内の水域又は公共空地(以下 「漁港区域内水域等」という。)における漁港区域内水域等 の占用(以下「占用」という。)<u>又は土砂</u>の採取(以下「土 砂採取」という。)の許可(以下「占用等許可」という。) を受けた者から占用料等を徴収する。

山陽小野田市風致地区内における建築等の規制に関する条例新旧対照表(第3条関係)

山物小野山中風鉄地区門における産業寺の焼間に関する木内が旧内無数(第3木内が)	
改正後	改正前
(行為の制限)	(行為の制限)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 • 3 (略)	2 • 3 (略)
4 次に掲げる行為については、第1項の許可を受け、又は前	4 次に掲げる行為については、第1項の許可を受け、又は前
項の規定による協議をすることを要しない。この場合におい	項の規定による協議をすることを要しない。この場合におい
て、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長に	て、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長に
その旨を通知しなければならない。	その旨を通知しなければならない。
$(1) \sim (21)$ (略)	$(1) \sim (21)$ (略)
(22) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> (昭和25年法律	(22) <u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第137号)第3条
第137号)第3条第1号に掲げる漁港施設若しくは同条	第1号に掲げる漁港施設若しくは同条第2号イ若しくはロ
第2号イ若しくはロに掲げる漁港施設に関する工事の施行	に掲げる漁港施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理
又は漁港施設の管理に係る行為	に係る行為
$(23) \sim (34)$ (略)	$(23) \sim (34)$ (略)